

「少額投資非課税制度」にかかるご案内

本件は個人のお客様が対象となります。

非課税口座は北海道銀行で
ご開設下さい!!



平成26年1月1日より「少額投資非課税制度」（仮称：「日本版ISA」）が始まります。

本制度は、英国の非課税制度ISA（Individual Savings Account：個人貯蓄口座）を模範としていることから「日本版ISA（アイ・エス・エー）」と呼ばれ、個人投資家向けの税制優遇制度です。一定の条件のもとで株式投資信託等から生じる配当所得や譲渡所得が非課税となります。実際の購入は来年からとなりますが、本制度についてご案内いたします。

ポイント

株式投資信託等の譲渡所得・配当所得が非課税

日本に住む**20歳以上**（各年の1月1日現在）が対象

平成26年から平成35年まで、**毎年100万円**の非課税枠

非課税期間はそれぞれ購入をはじめた年から**最長5年間**

非課税枠の総額は**最大500万円**

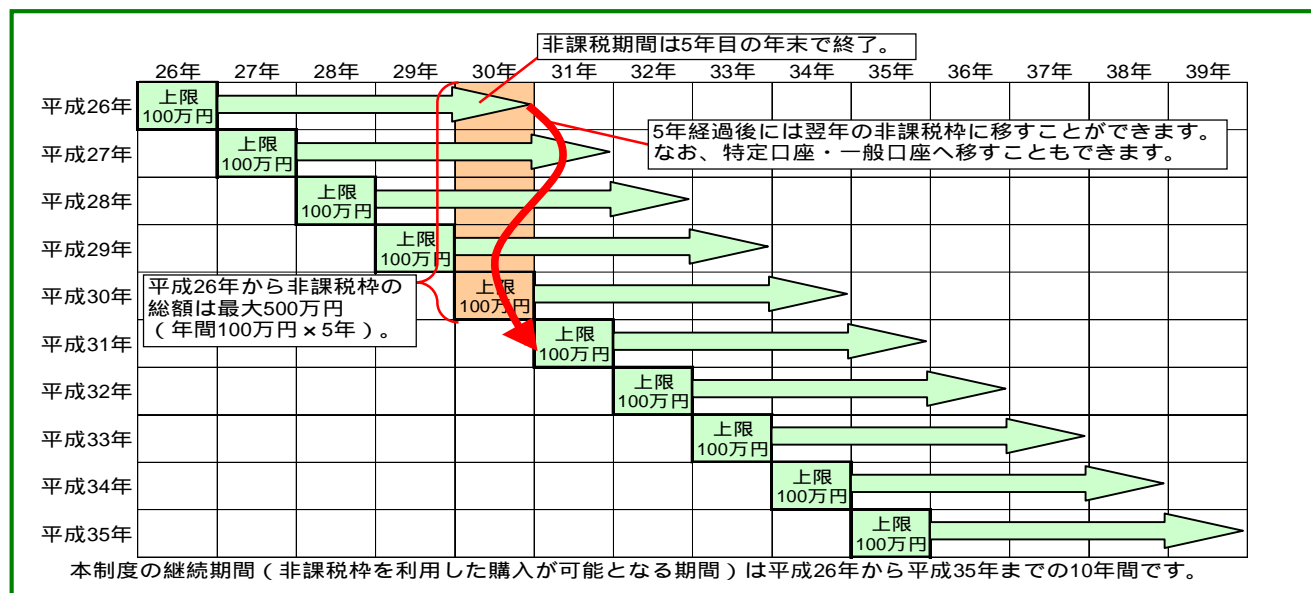
各年100万円の非課税枠は、その年にしか使うことができません（翌年以降への繰り越しはできません）。非課税口座内の譲渡損失は、特定口座・一般口座内の譲渡益等と損益通算できません。

制度概要

平成26年から10年間、毎年100万円を上限に非課税枠を活用した株式投資信託等の購入が可能となります。非課税期間はそれぞれ5年目の年末までとなり、平成26年から毎年100万円の株式投資信託等を購入した場合、平成30年には非課税枠の総額は最大500万円になります。

平成26年に購入した場合、平成30年末に非課税期間は終了しますが、受入可能な非課税口座がある場合は平成31年の非課税枠に移すことができます。また、特定口座・一般口座に移すこともできます。

【制度概要のイメージ】



非課税口座について

非課税の適用を受けるには、非課税口座の開設が必要となり、同口座で受入れた株式投資信託等が非課税の対象となります。

非課税口座は全金融機関において一定期間毎に1人1口座のみ開設可能です。このため、申込みを受けた金融機関は、同口座が他の金融機関で開設されていないことを所轄税務署に確認する必要があることから、口座開設は以下の流れとなります。

非課税口座の開設には、住民票の写し等が必要となります。

【口座開設のイメージ】



「口座開設申込」(上記図)と「開設手続き」(上記図)は一度にお手続きいただけます。この場合、税務署より確認書が交付された後(上記図)に非課税口座を開設いたします。ただし、複数の金融機関で非課税口座を開設することはできません。

【投資信託についての留意事項】

1. 投資信託に係るリスクについて

投資信託は預金商品ではなく、預金保険の対象ではありません。また、当行でお取扱する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

投資信託は値動きのある有価証券(株式・債券・リート等)等に投資するため、元本の保証や、一定の利回りが約束されている商品ではありません。

投資信託は組入れ資産の価格の下落(株式・債券等の価格の下落や金利の変動、その他商品固有の要因)により基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、組入れられた株式・債券等の発行体の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により投資元本を割り込むことがあります。

外貨建て資産に投資するものは、このほかに為替相場の変動により基準価額が変動するため投資元本を割り込むことがあります。

投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

一部の投資信託には、信託期間中に中途換金ができないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているものがあります。

北海道銀行は投資信託の募集・お申込等のお取扱を行い、投資信託の設定・運用は運用会社、信託財産の管理等は信託銀行が行います。

投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、お申込にあたっては、必ず最新の「投資信託説明書(目論見書)」や「契約締結前交付書面」等をよくご覧いただき、ご自身でご判断ください。

「投資信託説明書(目論見書)」は北海道銀行の本・支店の窓口でお渡しいたします。

2. 投資信託に係る費用について

お申込時に直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(消費税込)

ご換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限1.2%

投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

・信託報酬・・・上限2.1%(消費税込)

・その他費用・・・上記以外に保有期間等に応じて監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用がかかります。目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。(その他費用の金額は、保管期間などにより異なるため表示することができません。)

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、当行でお取扱する投資信託の費用のうち、最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、お申込の際は事前によく、目論見書や契約締結前交付書面をご覧ください。



商号等 株式会社北海道銀行

登録金融機関北海道財務局長(登金)第1号

加入協会 日本証券業協会・一般社団法人金融先物取引業協会